

令和3年度6月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和3年 6月21日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 10名（欠席3名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
	10 宮本 武		
13 服部 信彦			

出席推進委員 13名（欠席3名）

1 山根 悦文			4 日高 英二
5 小笠原 博文	6 田中 昭文	7 和田 保人	8 北村 豊弘
9 日高 甚蔵	10 小笠原 三津夫	11 小泉 幹雄	12 森脇 正己
13 上田 義憲	14 藤田 兼一		16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

て、家と、ここに名前の入っていない四角い図がありますが、ここが〇〇さんの家になります。この奥が今回の申請地の農地になります。で、譲り受け人は●●さん、この方はここに住所出羽とありますが、ここ今借家で●●さんがここに住んでおられます。今回この〇〇さんとこの宅地と、それからそれに付いた農地を取得したいというので申請を出されました。これは昨日になりますが、●●さんの都合もありまして昨日推進委員の和田さんと一緒に現地確認と、聞き取りをさせていただきました。この農地は一応畑ですが、もう以前から耕作されていませんでかなり雑草が蔓延っていましたが、こんど●●さんが受けられるということになります。●●さんは自宅の方は、本宅の方は後木屋の方で、田と畑とかなりの面積をやっておられますので、耕作には問題がないと思います。チェックシートに照らし合わせて問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長
推7番
議長

はい、ありがとうございます。和田推進委員さん、なんか補足ございますか。特にございません。

はい、分かりました。ありがとうございます。それでは 33-9 の案件について、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方は、挙手して発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら、本案件について採決を行いたいと思います。033-9 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と致します。

続いて 033-10 の案件ですが、これ日野委員さん今日欠席なんだけど、これは上田推進委員さん。

推13番

それでは 033-10 の案件について、日野さんが欠席なので私が説明します。先週の木曜日、17日に日野委員さんと一緒に現地確認を行いました。その際譲り受け人の▲▲さんに同席してしてもらって、現場を確認してきました。現場ですが、地図を見てもらいますと十字のように走るのが県道で、上に行くとは皆井田、下側が中野体育館になり、中野の段原というところ。その下側にある++++の++++となります。現場はその北側 100 メートルの位置にあって、譲り受け人の▲▲さんの家の真ん前の土地になります。この土地ですが▲▲さんの話によると、50年以上前から譲り渡し人の△△さんから借り、目の前で野菜を耕作されておって現在に至っています。それで譲り渡し人の△△△△さんですが、この方は現在他所の方に在住しておられまして、こちらには住んでおられません。こちらには生まれた家があってお父さんが一人住んでおられたんですが、一年くらい前に亡くなられて、現在は留守となっているそうです。ほいでお父さんが亡くなったって、△△さんが土地などを相続されたそうです。それで今回いろいろ整理する中で、長年この土地を▲▲さんに貸しておって、それで話をして今回有償で譲り渡すということで、話になったそうです。それで今回3条の申請となったと

議長	<p>ということです。よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは 033-10 番の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けますので発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら採決を行いたいと思います。033-10 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。</p> <p>続いて 033-11 の案件ですが、沖田委員さん。</p>
8 番	<p>では 33-11 の案件についてご説明致します。3 条の有償の所有権移転です。この、昨日、この譲り受け人の■■さんの都合で、昨日推進委員の和田さんと現地確認、それと■■さんを交えて聞き取り調査を致しました。譲り渡し人の□□さんですが、この方ももう、元々は三日市の方ですがもうかなり前より大田の方に移住しておられまして、三日市には家と農地が何筆か残っているんですが、これも一応全部処分したいということで、今回この案件に出ました土地を■■さんが譲り受けられるということになりました。で、場所ですが出羽地域の旧出羽商店街が三日市にありますが、これをずっと高原方面、旧道ですが高原方面に向かったところに昔の※※※※、今は※※やっておられませんが、そこの方が今回の■■さんで、そこの、旧※※※※の裏に今回の農地があります。この農地も、もう□□さんがこちらにおられませんが、管理の方は草刈り程度で、■■さんが管理を今までもされておりましたので、今回処分されるということで■■さんが譲り受けられるということになりました。■■さんは他に水田、畑等を持っておられますので、機械等、技術等持っておられますので、この面積も大丈夫かと思ひます。昨日もそのことをお聞きしましたが大丈夫だということでした。チェックシートにも一応基づいて、それには問題ありませんでしたのでよろしいかと思ひます。で、■■さんに貸し付けというのがあるんですが、これは出羽の####がありますが、そこの構成員でもありますし、そちらの方へ貸し付けをされている面積が載っております。以上です。どうかよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは和田さん、なんか。</p>
推 7 番	<p>はい、特にございません。</p>
議長	<p>はい、分かりました。それでは 033-11 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けますので発言してください。</p> <p>特にございませんですか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ではないようですので採決に移ります。本案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。本案件については全会一致で許可相当と致します。</p>

7 番	<p>続いて 033-12 の案件ですが、植田委員さん、お願いします。</p> <p>そうしましたら 033-12 についてご説明をさせていただきます。この案件は法 3 条の無償の所有権移転となっております。場所については地図をご覧くださいんですけども、なかなか特定な大きな道路というのがこれでは見えないんですが、申請地から地図上で下がったところに当たるところが県道の浜作線に当たります。その当たったところに、いつも出るんですけども@@@@のスーパー、それと@@の元スタンドの位置に当たります。それから浜作線が日貫の方へ向かいますんで、それを下って 300 メートルくらい、ちょっと道路を下ったところがこの申請地となります。今回の経緯につきましては、申請人である▽▽▽▽さんは年齢的には 73 歳と農業する上では若い年齢でございますが、今体調をずっと崩しておられまして、先々の不安もちょっと感じられたというようなことから、長男である▼▼さんに贈与するという事になった次第でございます。▼▼さんも仕事をしながら農業については今まで従事しておったということでございます。ですので、特に耕作上の問題はないんじゃないかと確認を致しました。6 月 16 日に小泉推進委員さん同伴の元確認をさしていただいたところでございます。チェックシートに照らし合わせても特に問題はないんじゃないかと確認致します。申請通り、ひとつよろしくお願いします。</p>
推 11 番 議 長 7 番 議 長	<p>はい、ありがとうございました。小泉推進委員さん。</p> <p>ございません。</p> <p>補足はございませんか。はい、分かりました。これは、植田さん、生前贈与ですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、分かりました。それじゃあ 033-12 の案件について、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問をお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、ないようですので採決に移ります。033-12 の案件ですが、本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
事務局	<p>続いて第 2 号議案、法 4 条関係ですが、今月は 1 件提案されております。事務局の方からご説明をお願いします。</p> <p>はい、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による申請について。1 件説明させていただきます。</p> <p>申請番号 034-1、農地の所在は宇都井××、登記地目畑、面積 14 m²、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は墓地、所要面積は土地造成 14 m²、墓地 14 m²です。転用の理由は自宅付近に墓地を移設するため、です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 4 条第 1 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>以上 1 件です。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございました。種委員さん、補足がありましたらお願いします。</p>
6 番	<p>それでは失礼を致します。申請番号 034-1 について説明させていただきます。申請内容ですが、◎◎宅の裏山から約 20 メーター上がったところにある墓地があるんですが、参拝に非常に便利が悪いということで自宅付近に移設されたという内容でございます。場所は地図を見てもらいますと、県道宇都井阿須那線から◎◎さん宅に入るところがあるんですがそれより、その交差点からそれより大和方面に向けて約 700 メーター行ったところに高いんで有名な宇都井駅がある、その場所に位置しております。選定理由ですが、申請人、◎◎◎◎さんは現在広島に住んでおられまして、4 人兄弟の末っ子で、3 年前お兄さんは亡くなられてから、今◎◎邸は空き家になっております。面談のために◎◎さんに連絡を取りたかったんですが、情報で足の骨折で入院中ということで、連絡は無理と判断を致しまして、すぐ上のお姉さんと連絡がつかしましたので内容を電話で聞くことが出来ました。その内容ですが、お兄さんが亡くなられたということで、相続のことをお姉さん 2 人と◎◎さん 3 人で話されまして、◎◎さんがすべて相続するということになりまして、法律事務所に調査してもらって、その結果今回の顛末書の添付の案件ということになったそうです。昨日夕方より三刀推進委員とそういうことを踏まえまして、チェックシートを参考に現地確認をしました。以上よろしくお願いを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。これ、追認案件ということですよ。三刀推進委員さん。</p>
6 番	<p>すいません、今日はちょっと欠席です。</p>
議長	<p>分かりました。それじゃあ今種委員さんの方からご説明がありました 034-1 の案件について、審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問がありましたら受付ますので発言してください。</p>
	<p>ございませんか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので、採決に入りたいと思います。134-1 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手) はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続いて 3 号議案、法第 5 条関係が今月は 2 件ありますが、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、法第 5 条関係について、2 件説明させていただきます。 申請番号 035-05、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積 102 ㎡、無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は倉庫で、転用事由は◆◆さんが制作した墓石や運搬具を格納する倉庫が必要となったため、です。所要面積は土地造成 102 ㎡、倉庫 32 ㎡、駐車場 60 ㎡です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されておしま</p>

す。

続きまして申請番号 035-6、農地の所在は淀原××、登記地目田、面積 660 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★★です。転用目的は宅地で、申請事由は既存の賃貸住宅の並びに続けて賃貸住宅を建築したいため、です。所要面積は土地造成 660 m²、賃貸住宅 62.41 m²、車庫 15 m²、通行路 81 m²です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。一部追認の案件ですので顛末書が添付されております。

以上2件です。

議長

はい、ありがとうございました。じゃあ 035-5 番の案件、日野さんが欠席ですので上田推進委員さん、ご説明をお願い致します。

推13番

それでは失礼致します。035-5 の申請番号の説明をします。これも先週の木曜日に、日野委員さんと一緒に現地確認を行いました。その際譲り受け人の◆◆さんが立ち会っておられます。◆◆さんですが、この方は墓石などをやっておる、石材店を営んでおられます。この場所ですが、地図を見てもらえれば分かるんですが、左側に中野郵便局で、++++店があり、新横引橋とそれと※※※※、※※※※との間にある、町道の石見中央線沿いに当たるところです。この土地は◆◆さんが石材店を営んでおって、約 40 年くらい前に◇◇さんが石材や墓石などを????おりました。そしてその後、約 30 年以上前ですが、これを格納するために倉庫を建てまして、倉庫を建てられまして、現在に至ってます。現地確認でも鉄骨の倉庫が建っておりまして、中には墓石やら運搬機の機械が入っていました。で、今回◇◇さんとの話で、長年借りとして、こういう転用のことも全然知らなかったということで、今回顛末書を添えての申請となったものです。どうかよろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。追認案件ということですが、それでは 035-5 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方、挙手して発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決を行います。035-5 番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と判断致します。

続いて 035-6 番の案件ですが、沖田委員さん、ご説明をお願いします。

8番

では 035-6 の案件についてご説明致します。この案件は5条、宅地転用に関わる有償の所有権移転です。場所を地図で確認してください。これは出羽地域の淀原というところになります。現場は瑞穂中学校がありますが、あれから出羽の方へ向けて 300 メートルくらい行ったところに賃貸の住宅と、何軒か住宅が建っておりますが、それがここに地図にあります、その奥が今回の申請の場所になります。で、これも☆☆さんの都合もありまして、昨日午後、推進委員の和田さんと、

それから☆☆☆☆さんと一緒に現地確認と聞き取りをさせていただきました。で、譲り渡し人、☆☆☆☆さんは★★★★の社長さんでありまして、今回賃貸住宅ということで☆☆☆☆さんの所有から★★★★さんの、会社の所有に譲られるそうです。それでここは、これにも書いてありますが住宅が何軒か建っております。その奥にまた賃貸の住宅を建てたいということで、今回申請を出されました。で、顛末書と一緒に付けてありますが、この顛末書は全部の面積ではなくて、さっき事務局の方から説明がありました一部になります。これは平成 27 年に※※さんという人がここへ家を建てられた上に、この斜線の一部面積、64 m²になりますけども、そこを一緒に舗装されまして、それが今回顛末書として出されております。で、今回はこれ住宅は1軒、それから車庫を含めて建てられるということです。チェックシートで周りの環境および雨水などの確認を致しましたが、問題はないと思いますのでどうかよろしくお願い致します。

議長
推7番
議長

はい、ありがとうございます。和田推進委員さんの方、補足はありますか。これも別にありません。

はい、分かりました。ありがとうございます。それじゃあ 035-6 の案件について、審議に入りたいと思います。皆さんの方でご意見ご質問ありましたら、発言していただいて結構です。

ございませんか。

(意見、質問なし)

それでは本案件についての採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて4号議案ですが、基盤強化法 19 条による農地の中間管理権の取得による公告ですが、これは本日は4件です、提案されておりますが、この議案については個別の説明は差し控えます。委員さんの方で手元の資料を精査いただきまして、ご意見ご質問がありましたら、どの案件からということ是指定しませんので、挙手して発言をお願いしたいと思います。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら本案件、4号案件についてご了承いただける委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。原案通り当委員会としては了承することを決定致しました。

続いて報告の1号ですけども、法3条3による、相続等による権利の移譲ですが、これは特に裁決をするべき案件ではありませんので、皆さんの方でお手元の資料、報告資料を目を通していただいて、何か疑問点があれば質問していただくことには特段ありませんので、お手元の資料を精査していただければと思います。なおその結果で疑問点がありましたら発言していただくのは、挙手していただ

	<p>れば発言していただけますのでよろしくお願いします。</p> <p>この報告についてなにか皆さんの方で疑問点等はございませんですか。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら、報告の内容について農業委員会としては原案通りで了承したということにしたいと思います。</p> <p>以上で審議すべき議案、報告については一応終わりましたので。</p>
5 番	<p>3条の 12 番、▽▽さんからの生前贈与の件なんですけど。ここの書き方ってこういう書き方なんですか。033-12。ここの書き方ってこういう書き方なんかなあって思いながら、ずっと思いよったんですけど。生前贈与の、▽▽▽▽さんから▼▼▼▼さん。▽▽さんの持ち分、これを生前贈与でもらいんさったんだよね。もらいんさるんだよね。その時に、生前贈与だけえなんたら面積は関係なし？</p>
議長	<p>それはちょっと気になって、質問するかなあいうて思いよったんですけど。譲り受け人のお父さんの経営面積、自作の面積、借り入れ面積と、息子さんが一緒だろう。これってどうなんだって、誰か質問せんかなと思って。</p>
事務局	<p>そうですね、経営面積というのは世帯で判断してもよいということなので、今回こういう書き方にさせていただいております。もしこの息子さんが別世帯、とか別経営体であれば、例えば他の市町村でやっていて、っていう感じであれば別になるのかなと思います。現在同じ経営体、同じ世帯、同じ家族としてやっておられるので、こういう書き方とさせていただいております。</p>
5 番	<p>分からんことはないよ。分からんことはないけど。お父さんと息子さんが同じ経営面積とか感じのものが出とるけえ。</p>
議長	<p>そりゃあこういう書き方をせにゃあ、297 m²じゃ下限面積下回るとるけえ、これだけじゃあ息子さんの名義にすることは出来んわね。</p>
5 番	<p>それは元から渡しますうだけだけえ、その過程というようなのは問題ないん？ どういう形で 297 を持ちんさったかは別として、持ってたのを手放すうだけなんかもしれんし。</p>
議長	<p>だけえ今の 297 が、経営面積の中でどの範囲がお父さんの名前になって、297 だけが息子さんの名前になるんかなと。</p>
5 番	<p>お父さんはこれしか農地は持っとらんよな。297 しか。後は借り入れで、足して経営面積が 4. なんぼになつとるんだよな。それを贈与だけえいうんで子供さんが借りちゃったんだけど、子供さんの今の経営実態の中でも、お父さんの所有の面積も入つとるけえの。</p>
事務局	<p>それは同一経営体なので。台帳はその世帯でそれ、同じ台帳になるので。</p>
5 番	<p>別の書き方があるんじゃないか思っただけ。</p>
議長	<p>同じ経営体なのでこういう書き方しかないかなと。</p>
議長	<p>それでは審議はこれで終わります。続いてその他について。</p>

(その他)

- (1) 事務連絡
- (2) その他

次回の総会は、7月26日(月)13:30からでお願いします。